

和泉市上下水道告示第13号

和泉市水道料金等徴収業務その他業務の委託に関する規程（平成22年和泉市水道規程第4号）第5条の規定により、令和7年度徴収受託者の主たる事務所の所在地等を次のとおり告示する。

令和7年5月28日

和泉市長 辻 宏



1. 徴収受託者の主たる事務所の所在地及び名称

東京都千代田区神田錦町一丁目8番11号 錦町ビルディング4階・8階
弁護士法人エジソン法律事務所
法人代表・社員弁護士 大達 一賢

2. 委託期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

3. 委託範囲

水道料金等の未納者に対する債権回収業務

4. 備考

領収印なし